

○平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件）新旧
対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、<u>設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）</u>のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>	<p>携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>